

病児保育事業の実施類型について

	病児対応型・病後児対応型	体調不良児対応型	非施設型（訪問型）						
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所時に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業						
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱をだすなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児						
5 実施要件	<p>■ 職員配置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">看護師等</td> <td>利用児童おおむね10人につき1人</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>利用児童おおむね3人につき1人</td> </tr> </table> <p>■ 設備基準</p> <p>病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設等</p>	看護師等	利用児童おおむね10人につき1人	保育士	利用児童おおむね3人につき1人	<p>■ 職員配置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">看護師等</td> <td>常時1名以上配置（配置職員1名に対して預かる体調不良児は2名程度）</td> </tr> </table> <p>■ 設備基準</p> <p>保育所等の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所等</p>	看護師等	常時1名以上配置（配置職員1名に対して預かる体調不良児は2名程度）	<p>■ 職員配置</p> <p>一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者1名に対して、1程度とすること等</p>
看護師等	利用児童おおむね10人につき1人								
保育士	利用児童おおむね3人につき1人								
看護師等	常時1名以上配置（配置職員1名に対して預かる体調不良児は2名程度）								
実施方法	児童のかかりつけ医を受診させた後、保護者と協議したうえで受入れを決定する	保育所等に登所する前からの体調不良児は、地域の病児対応型や病後児対応型の事業を実施する施設の利用を優先する	児童のかかりつけ医を受診させた後、保護者と協議したうえで訪問を決定する						
実施主体	市町村（市町村が認めた事業者へ委託等することも可能）								
補助率	1/3（国1/3 県1/3 市町村1/3）								